

令和3年度 定期総会

令和3年度 定期総会次第

1 議事

- 第1号議案 令和2年度事業報告について
- 第2号議案 令和2年度決算報告並びに監査報告について
- 第3号議案 次期開催地（案）について
- 第4号議案 役員改選（案）について
- 第5号議案 令和3年度事業計画（案）について
- 第6号議案 令和3年度予算（案）について

令和3年度定期総会 議案 第1号から第6号を提出する。

令和3年8月 全国公立高等学校事務職員協会 会長 菊地 隆

第1号議案 令和2年度事業報告について

(提案理由) 全国公立高等学校事務職員協会 会則第14条4項により、本案を提出する。

全国協会では、学校事務職員を取り巻く情勢を確実に捉えるとともに、総会及びホームページ等に寄せられた会員の皆様の声を活動に反映すべく、第72回定期総会で承認いただいた事業計画を着実に実行することに努めました。また、「教育の改革と発展をめざして」を統一テーマに、本会の目的である会員相互の緊密な連携と、学校経営事務管理の研究並びに会員の資質向上を図り、学校教育の進展に寄与するため、様々な活動を企画しました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため多くの活動が抑制される中で、その都度与えられた状況下でできることを模索し、取り組んでまいりました。

以下、令和2年度の事業活動について報告いたします。

1 研究活動の推進

統一テーマ「教育の改革と発展をめざして」－学校経営事務の充実－を研究活動の基本に捉えております。全国研究大会では3分科会にそれぞれのテーマを掲げ、学校事務の改善に向けた研究を推進してきました。

第1分科会「学校組織マネジメント」～学校経営への参画～

第2分科会「業務の改善と効率化」～実践と提案～

第3分科会「今日的課題への提言」～多様な視点からの学校づくりを考える～

＊ 統一テーマは第47回千葉大会 (H6. 7. 26～7. 29) で改正

分科会テーマは第65回茨城大会 (H24. 7. 25～7. 27) で改正

2 研究大会の開催及び研究会の助成・協力

(1) 全国研究大会の開催

昨年開催予定であった第73回全国研究大会(愛知大会)は、新型コロナウイルスによる感染拡大防止等を考慮し、1年延期いたしました。

この間、最善の開催時期、開催場所、開催方法等を常に模索し、検討してまいりました。

社会情勢を鑑み、参集しての開催が困難であると判断いたしました。しかしその中でも全国協会として出来ることは何か。それを実現する方策がないかなどの協議を重ねてまいりました。

その結論として、オンラインにより開催した令和2年度事務職員研修会や常任理事会などのノウハウを活用し、本会では初めての開催となるインターネットを利用した、参集しない全国研究大会に向けて準備を進めてまいります。

(2) 事務職員研修会の開催

令和3年1月20日(火)にオンラインによる研修会を開催いたしました。各協会から推薦された75名の方が参加されました。

「職場を活性化する人材育成」～チームの能力を引き出すコミュニケーションスキルを学ぼう～と題して、株式会社総合教育コンサルティング 前田 京子 氏を招き、指導助言をいただきました。

「コミュニケーションスキルを学ぶ前に部下育成と部下指導の違いを知る。」との観点から講義が始まり、「共感育成がモチベーションアップにつながる。」とした内容の説明がありました。

また、今回のオンライン研修に際し前田講師からは、受講する側の「聞ける」ための環境づくりとして、受講生が専念できるよう、受講場所や受講時間の確保が重要であると提言されました。

参加者を含め関係者すべてが不慣れなオンライン研修ではありましたが、参加者からは、多くの肯定的な評価をいただいております。

このオンライン研修が、全国の会員とつながる新しい研修方式となるか見極めるべく、全国協会の研究、研修活動を展望していきたいと思っております。

(3) 各支部への助成・協力

各支部研究大会は、私たち会員が所属する各都道府県市協会の活動の源となるものです。本協会は、これらの支部活動への助成とともに、支部大会へ役員を派遣してその研究内容の充実を図るための支援をしてまいりましたが、今年度は新型コロナウイルスによる感染拡大防止の観点からすべての支部大会が中止もしくは延期となったため、役員への派遣は行われませんでした。

(4) 独立行政法人教職員支援機構主催令和2年度教職員等中央研修（第3回事務職員研修）への協力

本会は、昭和24年11月、文部省主催第1回学校事務職員研究協議会、昭和53年8月、第1回文部省主催「公立高等学校事務職員幹部研修会」から運営に協力してきたところです。

平成16年度から一般研修講座（ワークショップ）・幹部研修講座に代わり、学校組織運営の一翼を担う事務職員として必要な、特色ある教育活動の推進、学校事務体制のマネジメント等に関する専門的な知識等を習得させ、各地域の中核となる事務職員の育成を目的とした研修講座のみになりました。平成23年度からは、学校組織マネジメント指導者養成研修として開催されていましたが、平成28年度からは教職員等中央研修として位置付けられ開催されています。

今年度の教職員等中央研修は、受講者が個々にインターネットによるオンライン研修（動画視聴）を受講する形態で実施され、受講期間・場所についても受講者側で選択でき、その期間は、9月7日（月）～12月18日（金）の12週間で設定されました。

研修目的は学校の適切な運営、特色ある教育活動の推進のための高度で専門的な知識等を習得させ、各地域の中核として教育に取り組む管理職を育成するというものです。

本会は、この研修会において5名の理事が受講者と同様に参加し、全国協会として今後の対応についての考察をまとめ、主催者へ報告等の協力をいたしました。

3 調査・広報活動の充実

全国協会の情報を迅速に会員へ伝達することを目的とし、会報「協会ニュース」第205号、第206号及び増刊号を発行しました。全国大会及び第2回全国理事会、事務職員研修会の報告など全国の学校事務職員の大切な情報源となるよう構成しました。また、「学校事務」誌の協力を

得て、研究大会・研修会・講演会等の詳細をタイムリーに掲載しました。

協会の現状を紹介するために、「全国協会要覧（全国調査集計結果と合本）」を11月に配布いたしました。「全国調査集計結果」は学校事務職員の動向を把握し協会活動の指針とするために、昭和51年度からアンケートを実施しています。調査項目は、学校事務職員の人事交流・昇任退職・新規採用者数調査、高等学校・特別支援学校等公立学校数調査、行政職員数調査とし、昨今の学校事務職員を取り巻く環境の変化について記録しております。

インターネットによる広報活動の充実については、全国協会ホームページにより協会活動の最新情報を提供できるよう努力しているところです。令和2年4月～令和3年3月の1年間については訪問者数9,281人、ページ表示回数29,210回のアクセスをいただきました。これからも、より充実した情報共有を図るため、積極的な情報提供をお願いいたします。

また、今年度より会員間の情報共有を目的としたアンケートを実施しました。本会のホームページを利用し、主に新型コロナウイルス対策に関する内容とし、リアルタイムにアンケート結果が閲覧できるよう試験的に行いました。アンケート対象を協会長、学校、全会員と3回に分けて行い、2,153人の会員から回答を得ることができました。

4 組織の強化及び関係団体との協力

事務職員研修会の開催、支部研究大会への協力、広報活動の充実等により、各支部及び都道府県市協会と一層の連携を密にして組織の強化を図りました。全国公立小中学校事務職員研究会、全国公立学校事務長会、全国高等学校長協会と連携をとり、情報交換を行いました。

第 7 3 回 全国公立高等学校事務職員研究大会（愛知大会）
研究発表者一覧表

分科会	研究発表テーマ	発表者		
		学校名	職名	氏名
第 1 分科会	文書の編集・保存・廃棄について ～“片づけ”を意識し行う文書管理のススメ～	前 北海道室蘭工業高等学校 北海道蘭越高等学校	事務職員 事務長	諸星 明子 岩崎 洋和
	クローズアップ旅費 ～より良い研修を目指して～	長崎県立佐世保中央高等学校 長崎県立佐世保商業高等学校	主任 主任	米澤 潤二 前田 淳
	学校事務職員と A I（人工知能） ～ A I と共存していく学校事務職員とは～	群馬県立桐生高等学校 群馬県立しろがね特別支援学校 群馬県立太田東高等学校	主任 主事 主事	大澤 崇人 小田切 航 木田 和弥
第 2 分科会	コバトンに叱られる ～学校の不用品マネジメント～	埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校 埼玉県立滑川総合高等学校 埼玉県立川越高等学校	主事 主事 主事	平野 郁馬 高橋 麻衣 西村 邦裕
	「事務職員協会による事務改善の取組」	奈良県立奈良北高等学校	副主幹	久保 英樹
	「晴れの国おかやま」を襲った豪雨災害 ～事務職員の視点から学んだこと～	岡山県立総社高等学校	主幹	石川 学
第 3 分科会	「初任者層研修会の講師を取り巻く環境の改善」	宮城県石巻北高等学校 宮城県小牛田農林高等学校	主査 主事	佐々木慎吾 藤倉 司
	県立学校避難所対応マニュアル作成の手引き ～大規模災害に備えて～	富山県立高志支援学校 富山県立雄峰高等学校	副主幹 主任	川向 裕子 宮本 真紀

令和 2 年度 全国公立高等学校事務職員協会 主な活動状況

月	日 (曜日)	会 議 等	場 所 等
4	28日 (火)	研究部会<中止> 第6回常任理事会	(メールによる協議)
	28日 (火)	第73回全国大会文部科学省講話、巻頭言依頼<中止>	文部科学省(東京都千代田区)
5	7日 (木)	第145回「学校事務」誌編集会議	(メールによる会議)
	22日 (金)	研究部会<中止> 第7回常任理事会	(メールによる協議)
6	1日 (月)	総務部 功労者表彰推薦締切、審査開始	群馬県立前橋東高等学校
	4日 (木) ~ 5日 (金)	東北支部大会<中止>	秋田キャッスルホテル(秋田県秋田市)
	12日 (金)	関東支部大会<中止> 役員派遣<中止>	ホテルポートプラザちば(千葉県千葉市)
	17日 (水) ~ 20日 (木)	九州支部大会<中止>	アクロス福岡(福岡県福岡市)
	19日 (金)	研究部会 第8回常任理事会 総務部会 功労者推薦審査終了 総務部 功労者表彰内定確認	館林市文化会館(群馬県館林市)
	22日 (月)	総務部 功労者表彰内定者名簿発送	
7	25日 (木) ~ 26日 (金)	四国支部大会<1年延期>	にぎたつ会館(愛媛県松山市)
	上旬	協会ニュース「大会特集号」発行 HP配信<発行なし>	協会発行(広報部)
	10日 (金)	研究部会 第9回常任理事会	ジョイハウス(群馬県館林市)
	29日 (水)	第1回常任理事会(全体会)	(書面による開催)
	30日 (木)	総務部 功労者表彰状発送	群馬県立前橋東高等学校ほか
8	30日 (木) ~ 31日 (金)	第73回全国大会(愛知大会)<1年延期>	名古屋国際会議場(愛知県名古屋市)
	6日 (木) ~ 7日 (金)	北海道支部大会<中止>	ホテルライフオート札幌(北海道札幌市)
	7日 (金)	東海支部大会<書面開催>	名古屋国際会議場(愛知県名古屋市)
	上旬	協会ニュース「大会速報」発行 HP配信<発行なし>	
	11日 (水)	第1回全国理事会	(書面による開催)
9	20日 (木) ~ 21日 (金)	全国公立学校事務長会研究協議会並びに総会<中止>	リンクステーション青森(青森県青森市)
	25日 (火)	研究部会 第10回常任理事会 第146回「学校事務」誌編集会議 定期総会	館林市文化会館(群馬県館林市)
	7日 (月) ~ 25日 (金)	令和2年度教職員等中央研修第3回事務職員研修*	オンライン開催 館林市文化会館(群馬県館林市)
10	1日 (木) ~ 30日 (金)	新型コロナウイルス感染症の対応に関するアンケート	(第1回:都道府県市協会長対象)
	2日 (金)	近畿支部大会<中止>	和歌山ビッグ愛(和歌山県和歌山市)
	16日 (金)	研究部会 第2回常任理事会	群馬県立館林美術館(群馬県館林市)
	15日 (木) ~ 16日 (金)	中国支部大会<1年延期> 役員派遣<中止>	海峡メッセ下関(山口県下関市)
11	1日 (日)	協会ニュース「第205号」発行 HP配信	協会発行(広報部)
	6日 (金)	研究部会 第3回常任理事会	茨城県立水海道第二高等学校御城会館(茨城県常総市) 常総市生涯学習センター(茨城県常総市)
	6日 (金)	関東支部研究協議会	ブリランテ武蔵野(埼玉県さいたま市)
	11日 (水) ~ 4日 (金)	新型コロナウイルス感染症の対応に関するアンケート	(第2回:学校対象)
	17日 (火)	令和2年度全国協会要覧発行	協会発行(広報部)
12	19日 (木)	第3回全国大会(愛知大会)合同打合せ<中止>	国立オリンピック記念青少年総合センター
	20日 (金)	第2回常任理事会(全体会)、第2回全国理事会<延期> 事務職員研修会<延期>	国立オリンピック記念青少年総合センター
	2日 (水)	第147回「学校事務」誌編集会議	(メールによる会議)
	4日 (金)	令和2年度第2回常任理事会(全体会)	オンライン開催
	11日 (金)	研究部会 第4回常任理事会	館林市文化会館(群馬県館林市)
	16日 (水) ~ 15日 (金)	新型コロナウイルス感染症の対応に関するアンケート	(第3回:会員対象)
	25日 (金)	令和2年度「事務職員研修会」打合せ会	茨城県立水海道第二高等学校図書室(茨城県常総市)
1	28日 (火)	第1回全国理事会	(書面による開催)
	28日 (火)	第73回全国大会文部科学省 後援申請依頼	文部科学省へ電子申請
	1日 (金)	協会ニュース「第206号」発行 HP配信	協会発行(広報部)
	6日 (水)	令和2年度「事務職員研修会」模擬オンライン研修	茨城県立水海道第二高等学校図書室(茨城県常総市)
2	20日 (水)	令和2年度「事務職員研修会」オンライン研修	クリアビューゴルフ&ホテル(千葉県野田市)
	26日 (火)	研究部会 第5回常任理事会 第18回学事出版教育文化表彰式、新年会<中止>	クリアビューゴルフ&ホテル(千葉県野田市) およびオンライン参加
3	15日 (月)	愛知大会開催方法等検討チーム第1回会議	オンライン開催
	17日 (水)	第148回「学校事務」誌編集会議	(メールによる会議)
	22日 (月)	臨時常任理事会	オンライン開催
3	2日 (火)	愛知大会開催方法等検討チーム第2回会議	オンライン開催
	26日 (金)	協会ニュース増刊号(3月号)発行 HP配信	協会発行(広報部)

*「令和2年度教職員等中央研修第3回事務職員研修」は、9月7日(月)~12月18日(金)非集合型の「教職員等中央研修(NITSオンライン研修)事務職員研修」として実施されました。

第2号議案 令和2年度決算報告並びに監査報告について

(提案理由) 全国公立高等学校事務職員協会 会則第14条第4項により本案を提出する

令和2年度決算報告

一般会計

I 収入の部

(単位:円)

科	目	予算額	決算額	比較増減	摘要
1	会費	9,340,000	9,348,500	8,500	高校・中等 2,487校×@3,000 特支・定通 755校×@2,500
2	助成金	0	0	0	
3	雑収入	12	27	15	預金利子
4	繰越金	2,678,395	2,678,395	0	2019(令和元)年度より繰越
5	借入金	0	0	0	
6	繰入金	0	0	0	
	合計	12,018,407	12,026,922	8,515	

II 支出の部

(単位:円)

科	目	予算額	決算額	残額	摘要
1	運営費	1,330,000	752,840	577,160	
1	事務費	5,000	550	4,450	事務手数料
2	消耗品費	80,000	53,729	26,271	事務用消耗品等
3	印刷費	135,000	141,900	△ 6,900	協会要覧
4	本部旅費	900,000	460,434	439,566	常任理事会
5	会議費	200,000	96,227	103,773	常任理事会会場費・会議用消耗品
6	渉外費	10,000	0	10,000	
2	事業費	7,210,000	6,604,502	605,498	
1	広報費	30,000	29,520	480	ホームページ維持費
2	通信連絡費	120,000	25,566	94,434	表彰状・協会要覧・資料等送料他
3	研究大会費	4,000,000	4,000,000	0	全国大会(愛知大会)補助
4	研究協議会費	110,000	137,500	△ 27,500	事務職員研修会講師料等(ZOOMによるオンライン研修)
5	連絡旅費	550,000	101,152	448,848	愛知県実行委員会との打合旅費
6	支部助成費	2,250,000	2,250,000	0	支部助成金@250,000×9支部
7	研究助成費	0	0	0	
8	表彰費	150,000	60,764	89,236	永年勤続・研究発表者表彰状、クリヤケース代
3	周年行事積立金	0	0	0	
4	償還金	0	0	0	
5	予備費	3,478,407	0	3,478,407	
	合計	12,018,407	7,357,342	4,661,065	

III 差引残額

(単位:円)

収入決算額	支出決算額	差引残額
12,026,922	7,357,342	4,669,580

特別会計(財政基金積立金)

(単位:円)

科	目	前年度末積立金	預金利息	一般会計繰入金	大会補助金	貸付金	償還金	積立金合計
財政基金積立金		9,223,951	73	0	0	0	0	9,224,024

上記のとおり報告します。

令和3年7月 日

会長 菊地 隆

印

(監査報告)

上記の決算について、証拠書類、預金通帳、現金出納簿を精査したところ、適正かつ正確であることを認めます。

令和3年7月 日

監事 藤井 訓実

印

監事 酒井 美恵

印

第3号議案 次期開催地（案）について

（提案理由）全国公立高等学校事務職員協会 会則第14条第4項により、本案を提出する。

関東支部

第4号議案 役員改選（案）について

（提案理由）全国公立高等学校事務職員協会 会則第10条第1項及び第14条第4項により、本案を提出する。

会 長 菊 地 隆

副会長（総務・会計担当） 川 島 武

副会長（研究・広報担当） 齋 藤 春 美

副会長（第74回開催県） 石 橋 文 行

副会長（北海道支部長） 川 村 公 仁

副会長（東北支部長） 畠 山 浩 美

副会長（関東支部長） 岩 間 浩 昭

副会長（東海支部長） 渡 邊 清 勝

副会長（北信越支部長） 橋 本 正 俊

副会長（近畿支部長） 川 上 忠 良

副会長（中国支部長） 竹 林 伸 浩

副会長（四国支部長） 今 井 治 夫

副会長（九州支部長） 赤 嶺 洋 一

監 事（第73回開催県） 酒 井 美 恵

監 事（第74回開催県） 多 胡 和 明

第5号議案 令和3年度事業計画（案）について

（提案理由）全国公立高等学校事務職員協会 会則第14条第4項により、本案を提出する。

学校教育を取り巻く環境は大きく変化しており、学校経営の一翼を担う立場として、私たち学校事務職員の役割はますます重要となっています。多様な教育活動の推進を踏まえ、学校経営に積極的に参画し、本会の目的である学校教育効果の進展に寄与するために、次の事業を進めてまいります。

1 研究活動の推進

（1）研究テーマの設定

社会の急激な変化と学校教育の多様化に対応できるように次のように基本テーマを定め、研究の推進に努めます。

統一テーマ「教育の改革と発展をめざして」～学校経営事務の充実～

分科会は、第65回茨城大会より分科会を再編して次のとおりです。

愛知大会は1年延期となりましたが、今年度も新型コロナウイルス感染症拡大の防止等の観点からオンラインによるオンデマンドとする研究発表の分科会となります。動画の視聴者は限定して視聴できる形とし、視聴する期間を延長いたします。

今後とも、より充実した分科会となるよう計画してまいります。

分科会別テーマ

第1分科会「学校組織マネジメント」～学校経営への参画～

- ① 情報セキュリティ等に関すること
- ② 事務の共同化と学校経営等に関すること
- ③ 危機管理等に関すること
- ④ その他、長期的視野に基づく調査・研究に関すること

第2分科会「業務の改善と効率化」～実践と提案～

- ① 情報処理能力の向上に関すること
- ② 職場における創意工夫等に関すること
- ③ 教育環境整備と予算等に関すること
- ④ その他、実践的事務処理の調査・研究に関すること

第3分科会「今日的課題への提言」～多様な視点からの学校づくりを考える～

- ① 自由な主張と創造的な提言等に関すること
- ② 仕事と健康等に関すること
- ③ 問題発見・解決能力の育成等に関すること
- ④ 特別支援教育の課題等に関すること
- ⑤ その他、第1・第2分科会以外の調査・研究に関すること

2 研究大会の開催及び各研究会助成・協力

(1) 全国研究大会の開催

第73回全国研究大会は、新型コロナウイルスによる感染拡大の防止等を考慮し、参加者及び関係者の皆さまの健康や安全面などを最優先として参集型の大会を取りやめ、参集しない大会として、オンデマンドによる動画配信を活用したオンラインによる大会開催としました。

動画の視聴は、大会参加費を納入された方にログインIDとパスワードを送付し限定して参加者が視聴できる形となります。視聴できる期間は大会開催日から2週間程度です。

開催方法の大幅な変更となりますが、今後の社会情勢を見据え、新しいタイプの研究大会の開催方法や手法を模索し、ノウハウを蓄積することにより、本会の将来につながるよう努めてまいります。

(2) 事務職員研修会の開催

今年度もオンラインによる研修会を開催します。職場のコミュニケーションを対象とした人材育成をメインテーマとして、そのテーマの中で時宜を得た研修内容の検討・決定を行い、令和3年12月の開催を予定しています。また、受講するうえで「聞ける」環境づくりとして、事前のZoomへの接続テストを有効活用したいと計画しております。研修への期待感も大きいことから、この研修の重要性を認識して運営にあたります。

(3) 各支部への助成・協力

各支部への助成を行い、各支部研究大会の研究成果の充実と向上のために協力します。

(4) 独立行政法人教職員支援機構主催（共催：文部科学省）「教職員等中央研修（事務職員研修）」への協力

学校経営、教育実践において各地域の中核としての活躍が期待される事務職員を対象に、令和3年7月12日（月）から16日（金）までの5日間、Web会議システムを用いた同時双方向通信によるオンライン研修（Zoomミーティング）を開催し、教職員支援機構からの依頼により、Zoomによるグループ協議の支援・助言等の研修運営について協力します。

3 調査・広報活動の充実

ホームページ並びに協会ニュースを活用して、広報活動の充実を図ります。

(1) 調査について

今年度も「全国調査」を行い、各都道府県市協会にとって参考になる関心度の高い項目を取り上げていきます。

- ① 事務職員の人事に関する諸調査
- ② 事務改善に関する諸調査
- ③ その他

(2) 広報について

ホームページについては、内容の充実と情報の即時性を目指して、以下のような情報発信をしていきます。

- ① 協会本部の活動状況
- ② 協会ニュース

4 組織の強化及び関係諸団体との協力

事務職員研修会の開催、支部研究大会への協力、広報活動の充実等により、各支部及び都道府県市協会と一層の連携を密にして組織の強化を図っていきます。

全国公立小中学校事務職員研究会、全国公立学校事務長会、全国高等学校長協会その他の関係団体と情報交換等の連携を深めます。

本会としては、教育環境や教育条件の変革の時代への対応を考えながら、教育の改革と発展のために、新たな学校教育の条件整備に努めてまいります。

別紙5 令和3年度 全国公立高等学校事務職員協会 主な活動状況・予定

月	日(曜日)	会 議 等	場 所 等
4	23日(金)	研究部会 第6回常任理事会	館林市文化会館(群馬県館林市)
	30日(金)	総務部 功労者表彰推薦締切、審査開始	群馬県立前橋東高等学校
5	21日(金)	研究部会 第7回常任理事会	オンライン会議
		第149回「学校事務」誌編集会議	(メールによる会議)
6	2日(水)	第73回全国大会文部科学省講話、巻頭言依頼	(メールによる依頼)
	11日(金)	関東支部大会<中止> 役員派遣<中止>	ホテルプリランテ武蔵野(埼玉県さいたま市)
	11日(金)	九州支部大会	動画配信
	18日(金)	研究部会 第8回常任理事会 総務部 功労者表彰審査終了、内定確認	オンライン会議
	18日(金)～24日(木)	四国支部大会	動画配信
	21日(月)	総務部 功労者表彰内定者名簿発送 「学校事務」誌編集会議	(メールによる会議)
7	6日(火)	第73回全国大会愛知県実行委員会打合せ	栄第一生命ビルディング(愛知県名古屋)
	9日(金)	研究部会 総務部会 第9回常任理事会	日本キャンパックホール(群馬県明和町)
	12日(月)～16日(金)	令和3年度教職員等中央研修第2回事務職員研修	オンライン研修
	未定	第1回常任理事会(全体会) 「学校事務」誌編集会議	オンライン開催 (メールによる会議)
8	5日(木)～6日(金)	全国公立学校事務長会研究協議会並びに総会	
	27日(金)	研究部会 第10回常任理事会 総務部 功労者表彰状発送	未定(未定)
	未定	協会ニュース「大会特集号」発行 HP配信	協会発行(広報部)
	未定	第1回全国理事会、定期総会 「学校事務」誌編集会議	(書面による開催) (メールによる会議)
9	13日(月)～14日(火)	第73回全国大会(愛知大会)	オンライン開催
	16日(木)～17日(金)	東北支部大会	仙台国際センター(宮城県仙台市)
	24日(金)	研究部会 第1回常任理事会 「学校事務」誌編集会議	小山台会館(東京都品川区) (メールによる会議)
10	未定	近畿支部大会	未定(未定)
	未定	北海道支部大会	研究集録発行
	未定	東海支部大会	しずぎんホール「ユーフォニア」(静岡県静岡市)
	15日(金)	研究部会 第2回常任理事会	小山台会館(東京都品川区)
	未定	中国支部大会 役員派遣 「学校事務」誌編集会議	未定(未定) (メールによる会議)
11	1日(月)	協会ニュース「第207号」発行 HP配信	協会発行(広報部)
	5日(金)	北信越支部大会	富山県農協会館(富山県富山市)
	5日(金)	研究部会 第3回常任理事会	小山台会館(東京都品川区)
	未定	関東支部研究協議会	未定(未定)
	未定	令和3年度全国協会要覧発行	協会発行(広報部)
	未定	第1回全国大会(群馬大会)合同打合せ	
	未定	第2回常任理事会(全体会)、第2回全国理事会 「学校事務」誌編集会議	(メールによる会議)
12	10日(金)	研究部会 第4回常任理事会	小山台会館(東京都品川区)
	未定	事務職員研修会 「学校事務」誌編集会議	オンライン開催 (メールによる会議)
	1日(土)	協会ニュース「第208号」発行 HP配信	協会発行(広報部)
1	上旬	第74回全国大会文部科学省 後援申請依頼	文部科学省へ電子申請
	14日(金)	研究部会 第5回常任理事会	小山台会館(東京都品川区)
	未定	第19回学事出版教育文化賞表彰式、新年会 「学校事務」誌編集会議	未定(未定) (メールによる会議)
	未定	第2回全国大会(群馬大会)合同打合せ 「学校事務」誌編集会議	(未定) (メールによる会議)
2	未定	協会ニュース増刊号(3月号)発行 HP配信	協会発行(広報部)
	未定	第74回全国大会通知配信 HP配信 「学校事務」誌編集会議	協会配信(広報部) (メールによる会議)
3	未定	協会ニュース増刊号(3月号)発行 HP配信	協会発行(広報部)
	未定	第74回全国大会通知配信 HP配信 「学校事務」誌編集会議	協会配信(広報部) (メールによる会議)

* 「学校事務」誌編集会議は年4回実施であったものが、毎月メールによる会議となっています。

第6号議案 令和3年度予算案について

(提案理由) 全国公立高等学校事務職員協会 会則第14条第4項により本案を提出する

令和3年度予算(案)

一般会計

I 収入の部

(単位:円)

科 目	今年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
1 会 費	9,319,500	9,340,000	△ 20,500	高校・中等2,474×@3,000 定通・特支759×@2,500
2 助 成 金	0	0	0	
3 雑 収 入	26	12	14	預金利息
4 繰 越 金	4,669,580	2,678,395	1,991,185	令和2年度より繰越
5 繰 入 金	0	0	0	
合 計	13,989,106	12,018,407	1,970,699	

II 支出の部

(単位:円)

科 目	今年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
1 運 営 費	2,305,000	1,330,000	975,000	
1 事 務 費	5,000	5,000	0	事務手数料
2 消 耗 品 費	80,000	80,000	0	事務用消耗品等
3 印 刷 費	150,000	135,000	15,000	協会要覧
4 本 部 旅 費	1,810,000	900,000	910,000	常任理事会・全国大会
5 会 議 費	250,000	200,000	50,000	総会・理事会費・常任理事会会場費・会議用消耗品・ZOOMライセンス料
6 渉 外 費	10,000	10,000	0	関係団体諸連絡経費等
2 事 業 費	7,950,000	7,210,000	740,000	
1 広 報 費	30,000	30,000	0	ホームページ維持費
2 通 信 連 絡 費	120,000	120,000	0	表彰状・協会要覧・資料等送料他
3 研 究 大 会 費	4,000,000	4,000,000	0	全国大会補助(令和4年度 群馬大会)
4 研 究 協 議 会 費	500,000	110,000	390,000	事務職員研修会事業費、オンライン配信委託費
5 連 絡 旅 費	550,000	550,000	0	支部大会理事派遣・全国大会開催県打合せ
6 支 部 助 成 費	2,250,000	2,250,000	0	支部助成金(@150,000+100,000)×9支部
7 研 究 助 成 費	250,000	0	250,000	全国大会研究発表者等助成金
8 表 彰 費	250,000	150,000	100,000	永年勤続・研究発表者表彰状代等
3 周 年 行 事 積 立 金	0	0	0	
4 予 備 費	3,734,106	3,478,407	255,699	新型コロナウイルス感染対策
合 計	13,989,106	12,018,407	1,970,699	

特別会計(財政基金積立金)

(単位:円)

科 目	前年度末 積立金	今年度 積立金	預金利息	一般会計 繰入金	大 会 補 助 金	積 立 金 合 計
財政基金積立金	9,224,024	0	76	0	0	9,224,100

令和3年度年度 全国理事会理事数・総会代議員数一覧表

全国公立高等学校事務職員協会

都道府県市協会			全国理事会	総 会	加盟校数				摘 要
支部	コード	都道府県市	理事数	代議員数	高校・高専 中高一貫	定通校	特別支援	計	
北海道	1	北海道	1	8	210	4	61	275	
東北	2	青森	1	4	52	3	19	74	
	3	秋田	1	4	44	1	9	54	
	4	岩手	1	4	62	1	14	77	
	5	山形	1	4	42	1	12	55	
	6	宮城	1	4	69	6	20	95	
	7	福島				0			0
関東	8	茨城	1	6	90	5	23	118	
	9	栃木			0			0	休会
	10	群馬	1	4	64	2	23	89	
	11	埼玉	1	6	134	5	37	176	
	12	千葉	1	6	126	2	36	164	
	13	東京			178	13	58	249	休止
	14	神奈川			0			0	休会
	15	横浜市			0			0	休会
東海	16	山梨			0			0	休会
	17	静岡	1	6	88	2	25	115	
	18	愛知	1	6	145	3	28	176	
	19	名古屋市	1	2	11			11	
	20	岐阜			0			0	休会
北信越	21	三重	1	4	53	3	14	70	
	22	新潟			0			0	休会
	23	富山	1	4	38	4	12	54	
	24	石川	1	4	40	5	9	54	
	25	福井			0			0	休会
	26	長野			0			0	休会
近畿	27	滋賀			0			0	休会
	28	京都府	1	4	46	2	11	59	
	29	京都市	1	2	8	1		9	
	30	奈良	1	2	34	1	10	45	
	31	和歌山	1	2	29	3	11	43	
	32	大阪府			0			0	休会
	33	大阪市	1	2	18	3		21	
	34	兵庫	1	6	127	10	26	163	
	35	神戸市			0			0	休会
中国	36	岡山	1	4	53	8	14	75	
	37	広島県	1	4	67	3	10	80	
	38	広島市	1	2	7	1	1	9	
	39	山口	1	4	48	1	12	61	
	40	鳥取	1	2	22	2	8	32	
	41	島根			0			0	休会
四国	42	香川	1	2	30		8	38	
	43	徳島	1	2	28	1	8	37	
	44	高知	1	2	31	2	7	40	
	45	愛媛	1	4	47		7	54	
九州	46	福岡	1	6	97	2	20	119	
	47	大分	1	4	39	1	14	54	
	48	佐賀	1	2	32		8	40	
	49	長崎	1	4	55	2	13	70	
	50	熊本	1	4	49		21	70	
	51	宮崎	1	2	35	2	12	49	
	52	鹿児島	1	4	68		16	84	
53	沖縄	1	4	58	1	16	75		
合 計			39	150	2474	106	653	3233	

*代議員定数は各都道府県市協会の加盟校数による。50校未満は2名、50校以上100校未満は4名、100校以上200校未満は6名、200校以上は8名とする。

資料

資料 1 全国公立高等学校事務職員研究大会
分科会テーマ及び開催支部

資料 2 全国公立高等学校事務職員協会関係規程

資料1 全国公立高等学校事務職員研究大会分科会テーマ及び開催支部

全国研究大会分科会テーマ

第1分科会	「学校組織マネジメント」 ～学校経営への参画～ ①情報セキュリティ等に関する事 ②事務の共同化と学校経営等に関する事 ③危機管理等に関する事 ④その他、長期的視野に基づく調査・研究に関する事
第2分科会	「業務の改善と効率化」 ～実践と提案～ ①情報処理能力の向上に関する事 ②職場における創意工夫等に関する事 ③教育環境整備と予算等に関する事 ④その他、実践的事務処理の調査・研究に関する事
第3分科会	「今日的課題への提言」 ～多様な視点からの学校づくりを考える～ ①自由な主張と創造的な提言等に関する事 ②仕事と健康等に関する事 ③問題発見・解決能力の育成等に関する事 ④特別支援教育の課題等に関する事 ⑤その他、第1・第2分科会以外の調査・研究に関する事

全国研究大会開催支部

年 度	回 数	開 催 支部名	年 度	回 数	開 催 支部名
29	70	北信越	5	75	東北
30	71	中国	6	76	九州
31	72	近畿	7	77	北海道
2	/		8	78	中国・四国
3	73	東海	9	79	北信越・近畿
4	74	関東	10	80	関東・東海

全国公立高等学校事務職員協会会則

昭和31年8月2日 決議

昭和31年8月2日 施行

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、全国公立高等学校事務職員協会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の緊密な連携のもとに、学校経営と事務管理の研究並びに会員の資質向上を図り、もって学校教育効果の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 学校経営と事務管理に関する研究
- ② 会員の教養と資質向上に関する事業
- ③ 研究大会の開催
- ④ その他本会の目的達成に必要な事業

(事務所)

第4条 本会の事務所は、会長在任校に置く。

第2章 組織

(会員)

第5条 本会の会員は、全国公立の高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校に勤務する事務職員並びに事務に従事するその他の職員をもって構成する。

(運営)

第6条 本会の運営は、本会則によるほか別に定める規則による。

(支部及び都道府縣市協会)

第7条 本会は別表のとおり地方に支部及び都道府縣市に都道府縣市協会を置き、それぞれに支部長、協会長を置く。

- 2 支部及び都道府縣市協会は、支部規則又は都道府縣市協会規則を定め、改廃した時は、会長に報告する。

第3章 役員、顧問及び相談役

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

会長	副会長	12名以内	会計	1名
監事	2名	常任理事	30名以内	

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- ① 会長は、会務を総理し、機関を招集し、本会を代表する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代わる。
- ③ 会計は、本会の会計を掌る。
- ④ 監事は、本会の事業及び会計を監査する。
- ⑤ 常任理事は、本会の会務を分掌処理する。

(役員選出)

第 10 条 本会の会長・副会長及び監事は、総会において選出する。

- 2 会計及び常任理事は会長が指名する。
- 3 全国大会開催地実行(準備)委員長は総会の承認により本会の副会長を兼ねる。
- 4 第 7 条に定める支部長は総会の承認により本会の副会長を兼ねる。

(役員任期)

第 11 条 本会の役員任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問及び相談役)

第 12 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が全国理事会の承認を経て前会長を委嘱する。
- 3 相談役は、会長が会長経験者を委嘱する。
- 4 顧問及び相談役は、会長の諮問に応ずる。

第 4 章 機 関

(議決機関)

第 13 条 本会に次の機関を置く。

- ① 総 会 ② 全国理事会
- 2 総会、全国理事会は定数の過半数により成立し、その議決は出席者の過半数による。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総 会)

第 14 条 総会は本会の最高議決機関で代議員をもって構成する。

- 2 代議員は、各都道府県市協会から選出された者をもって充て、代議員定数は、各都道府県市協会の加盟校数による。50 校未満は 2 名、50 校以上 100 校未満は 4 名、100 校以上 200 校未満は 6 名、200 校以上は 8 名とする。
- 3 総会は、毎年 1 回開催する。ただし、全国理事会の要求があったとき、もしくは会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。
- 4 総会の議決事項は、次のとおりとする。
 - ① 会則の改廃 ② 事業計画の審議及び事業報告の承認
 - ③ 予算の審議及び決算の承認 ④ 役員を選任と承認 ⑤ その他重要事項

(全国理事会)

第 15 条 全国理事会は、総会に次ぐ議決機関で、都道府県市協会長で構成する。

- 2 全国理事会は、毎年 2 回以上開催し、次の事項を審議する。
 - ① 総会に付託する議案の審議 ② 本会則施行のため必要な諸規則の制定、改廃
 - ③ 役員候補者の受理 ④ その他必要な事項

(執行機関)

第 16 条 本会に次の執行機関を置く。

① 常任理事会

(常任理事会)

第 17 条 常任理事会は、会長・副会長・会計・監事及び常任理事をもって構成する。

2 常任理事会の運営に関しては、別に定める。

第 5 章 研究大会

(研究大会)

第 18 条 研究大会は、毎年 1 回以上全国及び地方ごとに開くものとし、全国研究大会は、総会と同一時期に、同一会場で開くものとする。

2 研究大会の出席者は、参加費及び資料費を納入するものとする。

(研究発表)

第 19 条 本会の会員は、研究大会において発表し、その討議に加わるものとする。

第 6 章 会 計

(収入及び経費)

第 20 条 本会の経費は、会費・補助金・その他の収入をもって充てる。

2 会費は、高等学校、中等教育学校、高等専門学校は 1 校当たり年額 3,000 円、定時制単独校、通信制単独校、定時制・通信制併置校、特別支援学校は 1 校当たり年額 2,500 円とする。ただし、事業推進のため必要あるときは、全国理事会の議決により、臨時に会費を徴収することができる。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

ただし、総会において予算案が承認されるまでの間は、例年執行される経常的な収支については、常任理事会で審議の上、会長の決定において処理できるものとする。

第 7 章 連合組織

(連合組織)

第 22 条 本会は、全国公立小中学校事務職員研究会と連合して、全国公立学校事務職員連合協議会を構成する。

第 8 章 その他

(褒 賞)

第 23 条 本会は、別に定める方法により特に功労のあった者を褒賞することができる。

附 則 (昭和 31. 8. 3 改正)

この会則は、昭和 31 年 8 月 3 日から施行する。ただし、第 21 条については昭和 31 年に限り昭和 31 年 8 月 1 日から昭和 32 年 6 月 30 日までとする。

附 則 (昭和 44. 7. 31 改正) この会則は、昭和 43 年 8 月 3 日から施行する。

附 則 (昭和 44. 7. 30 改正) この会則は、昭和 44 年 7 月 30 日から施行する。

- 附 則 (昭和47. 7. 26改正) この会則は、昭和48年8月1日から施行する。
- 附 則 (昭和48. 8. 1改正) この会則は、昭和49年7月1日から施行する。
- 附 則 (昭和50. 7. 29改正) この会則は、昭和51年7月1日から施行する。
- 附 則 (昭和52. 10. 26改正) この会則は、昭和53年7月1日から施行する。
- 附 則 (昭和56. 7. 29改正) この会則は、昭和56年7月29日から施行する。
- 附 則 (平成4. 11. 30改正) この会則は、平成5年7月28日から施行する。
- 附 則 (平成6. 7. 27改正) この会則は、平成7年7月1日から施行する。
- 附 則 (平成9. 7. 30改正) この会則は、平成10年7月1日から施行する。
- 附 則 (平成12. 8. 2改正) この会則は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成15. 8. 8改正) この会則は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成17. 7. 27改正) この会則は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成19. 7. 25改正) この会則は、平成19年7月25日から施行する。
- 附 則 (平成23. 7. 28改正)
この会則は、平成23年7月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 附 則 (平成24. 7. 26改正)
この会則は、平成24年7月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(別 表)

支部名	都 道 府 県 市 協 会	協会数
北海道	北海道	1
東 北	青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島	6
関 東	茨城、群馬、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、横浜市	9
東 海	静岡、愛知、岐阜、三重、名古屋市	5
北信越	新潟、富山、石川、福井、長野	5
近 畿	滋賀、京都府、奈良、和歌山、大阪府、兵庫、京都市、大阪市、神戸市	9
中 国	岡山、広島、山口、鳥取、島根、広島市	6
四 国	香川、徳島、高知、愛媛	4
九 州	福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄	8
合 計		53

細 則

平成9年7月30日 制定

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、全国公立高等学校事務職員協会会則第17条に規定する常任理事会を運営するため、組織その他必要な事項について定める。

(組 織)

第 2 条 前条の趣旨を達成するため、常任理事会に次の部を設ける。

総務部 会計部 研究部 広報部

(各部の分掌)

第 3 条 各部の分掌事務は次のとおりとする。

総務部 ① 庶務、企画運営、渉外連絡調整に関すること。

② 学校事務誌の協会だよりに関すること。

③ その他各部に属さないこと。

会計部 ① 予算、決算に関すること。

② 出納に関すること。

③ 本会の財産を管理すること。

研究部 ① 学校経営管理事務の研究に関すること。

② 全国研究大会研究発表（指導助言等）に関すること。

③ 研修に関すること。

④ 研究文献等資料の保存に関すること。

広報部 ① 協会ニュースの発行に関すること。

② 調査に関すること。

③ 情報の収集、分析に関すること。

④ 協会ホームページに関すること。

2 各部には部長、副部長、部員若干名を置き、それぞれ会長が指名する。

(専門委員会)

第 4 条 常任理事会に、専門委員会（以下「委員会」という。）を設けることができる。

2 委員会は、会長の諮問事項について、調査研究しその結果を報告する。

3 委員は、会員の中から会長が委嘱する。

4 委員会には、委員長・副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

(活動日程)

第 5 条 全体会は全国理事会の前に開催する。

2 定例会は、毎月1回程度開催する。当分の間は関東地区の役員(会長・副会長(総務・会計担当、研究・広報担当)及び常任理事)により運営する。ただし、重要な案件がある場合には全国の役員を招集し、または稟議し決定する。

附 則 平成14年11月27日 第2回全国理事会決定 第5条追加

附 則 (平成24. 7. 26改正)

この細則は、平成24年7月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

全国公立高等学校事務職員協会議事規則

昭和31年8月5日 決議

昭和31年8月5日 施行

- 第 1 条 本会の総会の議事については、この規則に定めるところによる。
総会以外の機関についても、この規則を準用するものとする。
- 第 2 条 総会に次の機関を置く。
議 長 団 運営委員会 審査委員会
- 第 3 条 議長団は、議長3名を以て構成し、この規則に定める議長の職権を行使する。
- 第 4 条 運営委員会は、委員9名を以て構成し、その構成員の互選により委員長を置く。運営委員は委員の合議により、次の職務を行う。
- 1 議事の円滑な運営を図る
 - 2 議場の管理
 - 3 議事内容の公表
 - 4 その他総会の議決によって付託された事項
- 第 5 条 審査委員会は委員6名を以て構成し、その構成員の互選により委員長を置く。
審査委員は委員の合議により、次の職務を行う。
- 1 出席代議員の資格審査
 - 2 会議及び議案の成否の審査
 - 3 選挙、採決その他の投票の管理審査
 - 4 その他総会の議決によって付託された事項
- 第 6 条 総会の機関の選出、構成は、一切の行事に先行するものとし、その構成員は、各支部により2名を選出してこれにあてる。
前項により選出された構成員の各機関への配慮は、構成員の互選によって決める。
- 第 7 条 総会は、代議員の定数の過半数の出席によって成立する。ただし、委任状を提出した代議員は、出席したものとみなす。
- 第 8 条 審査委員会は、出席代議員（以下委任状を提出した代議員を含む）の出席数が定数の過半数に達したときは、審査委員長は、総会の成立を宣言する。
- 第 9 条 総会の開会、休憩または閉会は議長が宣言する。
- 第 10 条 議長が開会を宣言したときは、一切の議事に先行して、運営委員長が議事日程を付議しなければならない。
運営委員会が必要であると認めるときは、議事日程を変更または追加することができる。
代議員から議事日程の変更または追加の動議が提出されたときは、討議を用いずに、運営委員会にはかり、その決するところによって付議する。
- 第 11 条 代議員は、協会または、支部が議案、決議案、宣言案、意見書などを提出しようとする時は、その案を添えて運営委員会に提出しなければならない。
- 第 12 条 動議は2名以上の賛成者がなければ議題とすることはできない。
動議を議題とするときは、議長は、運営委員会にはかり、議事の順序を決めなければならない。
次の動議は、先決動議とし、進行中の議事を中断して、討議採決しなければならない。

- 1 休憩
- 2 討論の省略または打切
- 3 発言時間の制限

- 第 13 条 議長は、必要があると認めるときは、数件を一括議題とし、または一議案を分割して議題とすることができる。
- 第 14 条 議題は、まず提出者の説明を聞き、代議員の質疑の後討論に付し、その集結後採決する。議長は、必要があると認めるときは、全国理事会における討論の経過及び結果を報告させることができる。
- 第 15 条 議題になった議案を撤回し、または訂正するには、総会の承認を必要とする。ただし、印刷の誤りによる字句の訂正は、その限りではない。
- 第 16 条 総会は、修正動議により生じた条項、字句、及び数字の処理を、議長に委任することができる。
- 第 17 条 代議員が発言しようとするときは、挙手して議長を呼び、議長の指示を持って、所属都道府県市名、学校名、氏名を告げてから発言しなければならない。
- 第 18 条 議長が代議員として発言しようとするときは、議席につき、発言を終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討議をしたときは、その議題の採決が終わるまでは、議長席に復することはできない。
- 第 19 条 採決は、出席代議員の過半数による。
議長は、採決しようとするときは、その旨宣言し、挙手により可否を決する。
議長が可否の挙手の多少を認定し難いとき、出席代議員 10 名以上から要求があったとき、または前項の議長の宣言に対し、出席代議員 10 名以上から異議の申し立てがあったときは、議長の無記名投票により可否を決しなければならない。議決に条件を付けることはできない。
- 第 20 条 採決の順序は、修正案を先とし、原案を後とする。
修正案が 2 以上あるときは、その採決の順序は議長が決める。
- 第 21 条 可決された議案は、同一年度中は再び提出することはできない。
- 第 22 条 議長は、開催地、都道府県市において、次の事項を記載した会議録をとりまとめ、閉会后 5 0 日以内に本部に提出しなければならない。
 - 1 開会、閉会に関する事項及び年月日時
 - 2 出席代議員氏名（学校名、都道府県市）
 - 3 議事日程
 - 4 議長団、運営委員会、審査委員会の構成員氏名
 - 5 会場の内容及び顛末
 - 6 その他必要事項
- 第 23 条 この規則の疑義は、運営委員会が決める。

附 則（昭和 31. 8. 5）

この規則は昭和 31 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 43. 7. 31）

この規則は昭和 43 年 8 月 3 日から施行する。

附 則（平成 24. 7. 26 改正）

この規則は、平成 24 年 7 月 26 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

全国公立高等学校事務職員功労者表彰に関する内規

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、全国公立高等学校事務職員協会会則第 23 条の規定により、特に功労のあつた者を褒賞するために必要な事項について定める。

(推 薦)

第 2 条 本会は都道府県市協会の推薦に基づき全国理事会の議決によって本会の会員の功労者を表彰することができる。

(基 準)

第 3 条 被表彰者は本会の会員で次の各号の 1 に該当することを要する。ただし、別に定めのある場合は、これを適用することができる。

- 1 公立学校事務職員として在職 30 年以上で勤務成績良好なる者。
- 2 本会役員として功労顕著なる者。
- 3 その他学校事務に関し、特別な研究をし、若しくは研究活動を推進して功労顕著なる者。

(表 彰)

第 4 条 前条各号該当者には感謝状を贈呈するものとする。
2 その他の表彰については常任理事会で検討する。

(改 正)

第 5 条 本内規の改正は全国理事会の議決による。

附則 昭和 45 年 11 月 9 日 一部改正

附則 昭和 57 年 7 月 28 日 一部改正

附則 昭和 58 年 11 月 8 日 一部改正

附則 平成 9 年 7 月 30 日 一部改正

附則 平成 13 年 11 月 28 日 一部改正

附則 (平成 24. 7. 26 改正)

この内規は、平成 24 年 7 月 26 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

功労者表彰に関する全国理事会の申し合わせ事項

- ① 表彰内規第3条第1号の在職30年とは、大会開催の月末までの年数とする。ただし、大会開催の年度末をもって退職予定の者で、退職予定時に在職30年となる者は、表彰内規第3条第1号に該当する者である。
- ② 表彰内規第3条第1号の在職年数は、15年を限度として知事部局等で事務に従事した（国の機関等から引き続いて切り替えられた期間を含む）在職年数を通算することができる。ただし、公立小・中学校在職期間は公立学校事務職員期間に含めるものとする。
- ③ 事務系以外の職名（実習助手、用務（業務）員等）で事務に従事した期間については、現在の所属長の証明書（様式任意）を提出する。
- ④ 表彰内規第3条第2号の「本会役員として功労顕著なる者」とは、本会役員10年、支部長若しくは都道府県市協会長として2年以上の経験者が退任するときを指し、これを表彰する。
- ⑤ 全国大会研究発表者のうち、最優秀と認められるものについては、表彰内規第3条第3号を適用することができる。

なお、最優秀に準ずるもので、研究努力著しいと認められるものは、これを表彰することができる。

- ⑥ 表彰内規第3条第3号のうち、「若しくは研究活動を推進して功績顕著なる者」とは、長年にわたり研究組織の拡大・研究発表の助長など事務改善に実績のある者で、当該全国大会開催年度中に退職予定の者、または退職後1年以内の者とする。
- ⑦ 以上の表彰の方法は、全国大会で行う。

なお、被表彰者の全国大会出席が困難な場合は、本部より各都道府県市協会長へ欠席者分の賞状等を送付することができる。ただし、予め欠席の連絡が必要である。

昭和55年11月13日	一部改正	
昭和56年11月17日	一部改正	
昭和57年 7月28日	一部改正	
昭和61年11月18日	一部改正	
平成 3年11月 6日	一部改正	③⑥
平成 4年11月30日	一部改正	②
平成 9年 7月30日	一部改正	③
平成13年11月28日	一部改正	②
平成14年11月27日	一部改正	⑥
平成20年10月10日	一部改正	①②⑦
平成24年 7月26日	一部改正	②

付 記 ②の「在職年数」は休職期間を除きます。

全国公立高等学校事務職員協会ホームページ管理規程

(目的)

第 1 条 全国公立高等学校事務職員協会（以下「本会」という。）会則第 2 条の目的を達成するため、本会にホームページ（以下「ホームページ」という。）を設置し、管理規程を定め、運用を図ることとする。

第 2 条 この管理規程は、本会会則第 3 条第 1 項各号の事業を補完するため、ホームページに係る作成及び運用について必要な事項を定めたものである。

(趣旨)

第 3 条 本会の活動内容を広くかつ迅速に情報発信するとともに、会員への情報提供及び会員相互の情報交換の場として、ホームページを活用するものとする。

(管理者)

第 4 条 ホームページの管理者は、本会会長とする。

第 5 条 管理者は、ホームページの作成及び運用に関する管理を行う。

(運用責任者)

第 6 条 管理者は、運用責任者を置き、ホームページに係る作成及び運用の取り扱いを委任する。

第 7 条 運用責任者は、全国協会広報部長とし、ホームページに係る作成及び運用に関する調整を行う。作成及び運用に係る業務は、本会広報部が行う。

第 8 条 前条の規定に関わらず、重要な改廃の場合、作成及び運用に関する調整は会長が行う。

(運用業務)

第 9 条 本会広報部は、ホームページの作成及び運用業務に関する次の各号を行う。

- (1) Web ページの作成及び修正
- (2) Web プログラムの作成及び修正
- (3) 掲示板の設置及び修正
- (4) ホームページ用サーバのレンタル契約
- (5) その他

(個人情報の保護等)

第 10 条 ホームページの作成に当たっては、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報等のプライバシー保護について十分に配慮するものとする。

2 ホームページ上に本会会員並びに個人の写真・絵画・文章等を掲載する場合には、該当者の許諾を得るものとする。

3 個人の住所、氏名、電話番号、生年月日等の個人情報は、原則として公開しない。必要がある場合は、本人の同意の上、最小限度の情報とする。

4 著作権を有する著作物をホームページ上に公開する場合、知的所有者の許諾を受ける。

(リンクの設定)

第 11 条 ホームページと他のホームページを相互にリンクする場合、本会の目的を十分に配慮した上で設定する。

(禁止事項)

第 12 条 次の各号に関することは、ホームページ上に掲載することを禁止する。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 特定の個人や団体を誹謗・中傷・批判する内容
- (3) 著作権を侵害する内容
- (4) 営利を目的とした内容
- (5) その他、管理者が掲載するにふさわしくないと判断したもの

2 前項第 1 号から第 5 号に関する内容を発見した場合、管理者は速やかに削除を行うことができる。

(ホームページの安全管理)

第 13 条 ホームページのセキュリティ対策を充分に行い、外部から不正に侵入及び改ざん等の攻撃を受けた場合は、次の各号により迅速かつ適切な対応を行う。

- (1) 不正侵入及び改ざん等の有無を確認するため、広報部において 1 日に最低 1 回程度はホームページを確認する。
- (2) 不正侵入及び改ざん等を発見した場合、広報部は、速やかに運用責任者に報告を行い、運用責任者は、管理者に報告し指示を受ける。
- (3) 管理者は、不正侵入及び改ざん等の攻撃を受けた場合は、ホームページのサービスを停止する等の対策を講じる。
- (4) 管理者は、不正侵入及び改ざん等の対策が終了した後は、速やかにホームページを再開するものとする。

(その他)

第 14 条 本規程に定めない事項については、その都度必要に応じ、常任理事会で協議のうえ定めるものとする。

附 則

平成 11 年 1 月 11 日から施行し、適用する。

平成 21 年 7 月 17 日一部改正。

附 則 (平成 24. 7. 26 改正)

この規程は、平成 24 年 7 月 26 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

全国公立高等学校事務職員協会研修要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、全国公立高等学校事務職員協会（以下「本会」という。）が会則第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づき行う研修について、必要な事項を定めるものとする。

(研修内容)

第 2 条 学校の組織運営の一翼を担う事務職員として必要な専門的知識・技能等を育成するため、次の各号に掲げる事項の中から法律等の改正や社会情勢などを勘案したテーマを選定のうえ実施する。

- (1) 意識改革と資質の向上
- (2) 効率的、効果的な業務遂行能力の向上
- (3) 豊かな創造力の開発と政策形成能力の向上
- (4) 働きやすい職場環境づくりや人材育成など業務管理能力の向上
- (5) 心の健康の保持増進
- (6) 学校における今日的課題

(対象者)

第 3 条 会則第 5 条に規定する会員で、研修実施年度の 4 月 1 日現在、勤務年数が 10 年以上（うち学校事務職員としての経験が 2 年以上）の者とする。

(研修の計画)

第 4 条 協会会長（以下「会長」という。）は、別に研修実施計画を定め、各都道府県市協会長に通知する。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成 23 年 7 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 24. 7. 26 改正)

この要綱は、平成 24 年 7 月 26 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

全国公立高等学校事務職員協会事業推進のための 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

初版 令和2年12月28日

全国公立高等学校事務職員協会

1 はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年5月25日改定）等を踏まえ、本会の事業を推進するうえで、感染防止につとめつつ、業務を継続するための考え方、基本の方針をまとめたものである。

対処方針においては、特定警戒都道府県において、「公的施設では、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。」とされており、特定警戒都道府県以外の特定都道府県において、「クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」、「手洗いの徹底や手指消毒設備の設置」、「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして、基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。」とされていることに鑑み、本会においても同様の考え方のもと、感染予防対策に関する基本的事項を定めることとする。

2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方

このガイドラインは本会の活動に限定したものであり、国、自治体及び使用する各施設のガイドライン等に優先するものではない。また、感染症対策には地域による相違点があることから、本会の活動に限定したものであり、各支部及び都道府県市協会の活動に制限をするものではない。

本会は、会員の健康・人命保護を最優先することを大前提とし、各種事業を継続するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間、②密集場所、③密接場面という三つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場所では、感染を拡大するリスクが高いと考えられ、これを避けるなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

各事業を実施する場合は、「健康調査票・同意書」等により得た個人情報について、関係機関への情報提供及び管理を徹底する。また、事前の注意喚起や参加に当たっての実施事項の告知及び感染者が発生した場合の情報伝達等を正確かつ迅速に行う。

3 リスク評価

本会は、各施設管理者、実行委員会等と連携し、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（マイク、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、パソコンのマウス、タブレット、蛇口、手すり、エレベータのボタンなど）には特に注意する。

② 飛沫感染のリスク評価

人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声を出す場面がどこにあるかなどを評価する。

③ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、各事業等の中止を含め、対応を強化することが必要となる可能性がある。

④ 参加人数の評価

各種会議及び研修会を実施する場合、参加者数と会場の収容人数、形状、形式等を評価する。

4 各事業等の実施に際して講じるべき具体的対策

① 総論

- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、対人距離を1メートル以上確保することが重要である。
- ・参加者、出席者等の人数は、各施設のガイドラインに則り、制限することとし、着席が必要な場合は、十分な間隔を設ける。
- ・「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断した場合は、各会議、研修会等を中止または延期とする。
- ・感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、施設管理者、管轄の保健所等との連絡体制を整える。

① 参加者の安全確保のために実施すること

・参加者、出席者に対する事前調査（別表）を必要に応じて実施し、会場で検温を実施するとともに、以下に該当する者の参加、出席を制限する。

ア 入場前の検温により37.5度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）

イ 呼吸困難、強いだるさ、咳・咽頭痛などの症状がある場合

ウ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

・参加者、出席者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、参加者、出席者に対して、こうした個人情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。

・咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒の徹底を促す。

・各会場内に設置してある備品のうち、複数人の使用が想定される物品等の消毒を行う。

・会議資料等は、手渡しによる配布はしない。

② 感染が疑われる者が発生した場合

・使用する施設の管理者、ガイドライン等の事前確認を行い、その指示に従うこととし、速やかに次の対応を行う。

ア 速やかに別室へ隔離を行う。

イ 対応する者は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。

ウ 滞在したと思われる部屋等の換気を行う。

エ 施設管理者、保健所等と連携し、消毒や濃厚接触者調査の指示を仰ぐ。

オ 感染者と接触した者の名簿を作成する。

③ 施設管理

・施設管理者と協力し、消毒、換気を行う。

・他者と共有する物品やドアノブなど、手が触れるケースを最低限とする工夫を行う。

・受付等、人と人が対面する場所は、フェイスシールドやビニールカーテンにより、飛沫感染を予防する。

・休憩時及び昼食時における接触機会を減らす工夫を行う。

④ 広報

・参加者、出席者に対して、以下について周知する。

ア 社会的距離の確保の徹底

イ 咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指消毒の徹底

ウ 健康管理の徹底

エ 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場での対応方針の徹底

① 定期総会等各事業に共通する事項

- ・会場を使用する場合は、必要に応じて消毒を行う。また消毒等を行う時間を確保する。
- ・「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を講じる。
- ・人命の尊重を優先し、感染を防止する対応を図った上で本会が計画する事業を実行できる方法を探り、本会の役割を可能な限り果たしていく。
- ・各事業の実施、中止の判断は、開催予定日の2か月前までに行うものとする。

② 全国大会に関するもの

・感染防止対策を行ううえで特に注意すべき事項は、以下の場面等の密集対策や消毒等による対策が重要である。

各会場入口、参加者受付、分科会会場、展示スペース、ロビー、休憩スペース、各控室、
飲食スペース

・講師、パネリスト、司会等登壇者は、フェイスシールド、アクリルボード等の飛沫拡散防止対策を講じる。また、マイクの使いまわしは原則しない。次の者がマイクを使用する場合は、消毒を徹底する。

・参加者は、分科会当日の座席の変更は原則認めない。座席を変更する場合は、消毒を徹底する。また、マイクの使いまわしは原則しない。次の者がマイクを使用する場合は、消毒を徹底する。

・各分科会の会場に入場できる人数を遵守するとともに対人距離を保てる研修としてリモートで行う方策等を推進する。

③ 総会、全国理事会及び常任理事会に関するもの

- ・オンラインによる会議開催に向け、開催方法の調査、研究を推進する。

附則

本ガイドラインは令和2年12月28日から施行する。

健康調査票・同意書

本健康調査票・同意書は、全国公立高等学校事務職員協会が実施するすべての会議、研修会において新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、すべての参加者の健康状態を確認することを目的としています。

本健康調査票・同意書に記入いただいた個人情報については、本会が適切に取り扱い、参加者の健康状態の把握、来場可否の判断及び必要な連絡のためにも利用します。また、個人情報保護法等の法令において認められる場合を除き、本人の同意を得ずに第三者に提供いたしません。ただし、会場で感染者またはその疑いのある方が発見された場合には、必要な範囲で保健所等に提供することがあります。

◎基本情報			
ふりがな		学校名（所属）	
氏名		電話番号（本人）	
住所		電話番号（緊急時の本人以外）・続柄	家族 勤務先関係者 他
			()
区分	参加者 講師（パネリスト） 来賓 実行委員会 他（)		
当日の健康状態	※該当する場合には「✓」を記入してください。 すべての項目に「✓」がない場合には参加できません。		
当日の体温		度	
平熱比1度以上の超過がない		咳、のどの痛みなどの風症状がない	呼吸困難や強いだるさがない
嗅覚や味覚の異常がない		新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がない	

全国公立高等学校事務職員協会会長 様

同意書

上記に同意し、本書を提出します。

氏名 _____